

就職サイト等活用事業費補助金（就職サイト掲載事業）の提出書類等について

1. 申請書の添付書類（交付申請時）

- (1) 企業概要書（様式第2）
- (2) 【法人の場合】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3ヶ月以内のもの 写し可）
【個人事業主の場合】個人事業の開廃業等届出書の写し（税務署の受付印のあるもの）
- (3) 事業所別被保険者台帳照会の写し（3ヶ月以内のもの）※ハローワークにて入手できます。
- (4) 実績報告書（様式第3-1）
- (5) 求人情報を掲載したウェブサイトの写し
※正規雇用に係る求人内容が分かるなど以下の内容が必要です。
 - ・会社名など（申請者の求人情報であること）
 - ・雇用形態（雇用期間の定めの有無）
 - ・1週間の所定労働時間
 - ・雇用保険、公的年金、健康保険加入
 - ・掲載開始日や印刷日等の掲載期間中の日付（記載がない場合は、他の資料で掲載期間を確認できることが必要です）※求人情報の掲載がなく、企業情報のみの掲載は対象外です。
- (6) 第4条に掲げる要件（あいちU I J ターン支援センターウェブサイトにて求人を掲載していること）に該当することを証明する書類の写し（求人掲載開始日を確認できるメール文など）
- (7) 経費の支払等を証明できる書類の写し
請求書及び領収書（発行元の押印があるもの）
※就職サイト掲載の詳細（掲載期間や費用の内訳など）について記載がない場合は、見積書や申込書の写しについても提出をお願いします。
※領収書がない場合は、下記のいずれかを添付してください。
 - ・預金通帳（該当箇所）の写し
 - ・現金自動預払機による振込時の利用明細の写し
 - ・振込受付書（金融機関の受付印があるもの）
- (8) 消費税納税対応状況申出書
- (9) 債権者登録申請書（別紙）
- (10) その他 ※国等からの助成金有の場合は、国等からの交付決定通知など

2. 補助金の申請後

補助金の交付を決定しましたら、補助金交付決定通知書を送付します。交付決定通知を受けた後、1ヶ月程度で市が登録した口座へ入金します。

3. その他

後日、市から事業効果等についての調査をさせていただく予定ですので、ご協力をお願いいたします。

連絡先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市産業部商工業振興課
TEL : 51-2435 FAX : 55-9090 E-mail : shokogyo@city.toyohashi.lg.jp